

令和 6 年 3 月

大 東 市 議 会

定 例 月 議 会 議 案

(当 初 追 加)

提 出

令和6年2月20日

も く じ

議案第 4 0 号	大東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例に ついて-----	1
議案第 4 1 号	大東市国民健康保険条例の一部を改正する条例について-----	3

議案第40号

大東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

大東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月20日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部が改正され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うため。

大東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表団長及び副団長の項中「12,440円」を「12,500円」に、「13,320円」を「13,350円」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「10,670円」を「10,800円」に、「11,550円」を「11,650円」に、「12,440円」を「12,500円」に改め、同表部長、班長及び団員の項中「8,900円」を「9,100円」に、「9,790円」を「9,950円」に、「10,670円」を「10,800円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた大東市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第41号

大東市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

大東市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月20日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の一部が改正されることにより、経過措置として存続する退職被保険者等に係る医療保険制度が廃止されること等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市国民健康保険条例（令和４年条例第１８号）の一部を次のように改正する。

目次中「第４８条の２」を「第４２条」に、「第４９条」を「第４３条」に、「第５０条—第５３条」を「第４４条—第４７条」に改める。

第１２条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（法附則第７条第１項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、「第３８条、第４０条及び第４０条の２」を「第３０条、第３２条及び第３３条」に改め、同条第１号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「附則第２２条」を「附則第７条」に、「大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、大阪府」を「大阪府」に改め、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第２号イ中「附則第２２条」を「附則第７条」に改め、同号ウ中「（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第２２条の規定により読み替えられた法第７０条第１項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同号エ中「法附則第９条第１項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第１３条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第14条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に、「第38条第1項第1号」を「第30条第1項第1号」に改める。

第15条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者に係る」を削り、同項第3号イ及びウ中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第16条から第19条までを削る。

第20条中「又は第16条」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の基礎賦課額と第16条の基礎賦課額との合算額をいう。第37条及び第38条第1項において同じ。）」を削り、同条を第16条とする。

第21条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「第38条、第40条及び第40条の2」を「第30条、第32条及び第33条」に改め、同条第1号中「であって、大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削り、同条を第17条とする。

第22条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削り、同条を第18条とする。

第23条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同条を第19条とする。

第24条（見出しを含む。）中「一般被保険者に係る」を削り、同条を第20条とする。

第25条から第28条までを削る。

第29条中「第22条又は第25条」を「第18条」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第22条の後期高齢者支援金等賦課額と第25条の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第37条及び第38条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項において同じ。）」を削り、同条を第21条とする。

第30条中「第38条及び第40条の2」を「第30条及び第33条」に改め、同条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削り、同条を第22条とする。

第31条を第23条とし、第32条を第24条とし、第33条を第25条とする。

第34条中「第31条」を「第23条」に改め、同条を第26条とする。

第35条を第27条とし、第36条を第28条とする。

第37条第1項中「若しくは第16条」を削り、「第22条若しくは第25条」を「第18条」に、「第31条」を「第23条」に、「又は次条第1項各号」を「、次条第1項各号」に改め、「含む」の次に「。次項において同じ」を、「定める額」の次に「、第32条第1項（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）の保険料率に10分の5を乗じて得た額、同条第2項第1号（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に掲げる額、第33条第1項各号（同条第3項及び第4項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に掲げる額又は同条第5項各号（同条第7項及び第8項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に掲げる額」を加え、同条第2項中「若しくは第16条」を削り、「第22条若しくは第25条」を「第18条」に、「第31条」を「第23条」に、「又は次条第1項各号（同条第3項及び第4項において読み替えて準用する場合を含む。）に定める額」を「、次条第1項各号に定める額、第32条第1項の保険料率に10分の5を乗じて得た額、同条第2項第1号に掲げる額、第33条第1項各号に掲げる額又は同条第5項各号に掲げる額」に改め、同条を第29条とする。

第38条第1項中「又は第16条」を削り、「第20条」を「第16条」に改め、同項第2号中「290,000円」を「295,000円」に改め、同項第3号中「535,000円」を「545,000円」に改め、同条第3項中「又は第16条」を削り、「第22条又は第25条」を「第18条」に、「第20条」を「第16条」に、「第29条」を「第21条」に、「第24条第2項」を「第20条第2項」に改め、同条第4項中「又は第16条」を削り、「第31条」を「第23条」に、「第20条」を「第16条」に、「第34条」を「第26条」に、「第33条第2項」を「第25条第2項」に改め、同条を第30条とする。

第39条中「第37条第1項」を「第29条第1項」に改め、同条を第31条とする。

第40条第1項中「又は第18条」及び「それぞれ」を削り、同条第2項中「第38条の」を「第30条の」に改め、同項第1号中「又は第18条」を削り、「第38条第1項各号」を「第30条第1項各号」に改め、同条第3項中「又は第18条」を削り、「第24条又は第27条」を「第20条」に改め、同条を第32条とする。

第40条の2第1項中「第48条の2」を「第42条」に改め、「又は第16条」を削り、「第20条」を「第16条」に改め、同項第1号中「第48条の2第1項」を「第

42条第1項」に改め、同条第3項中「又は第16条」を削り、「第22条又は第25条」を「第18条」に、「第20条」を「第16条」に、「第29条」を「第21条」に、「第24条第2項」を「第20条第2項」に改め、同条第4項中「第48条の2」を「第42条」に改め、「又は第16条」を削り、「第31条」を「第23条」に、「第20条」を「第16条」に、「第34条」を「第26条」に改め、同条第5項中「第38条の」を「第30条の」に改め、「又は第16条」を削り、「第20条」を「第16条」に改め、同項第2号中「第38条第1項各号」を「第30条第1項各号」に改め、同条第7項中「又は第16条」を削り、「第22条又は第25条」を「第18条」に、「第20条」を「第16条」に、「第29条」を「第21条」に、「第24条第2項」を「第20条第2項」に改め、同条第8項中「又は第16条」を削り、「第31条」を「第23条」に、「第20条」を「第16条」に、「第34条」を「第26条」に改め、同条を第33条とする。

第41条を第34条とし、第42条から第48条までを7条ずつ繰り上げる。

第48条の2を第42条とし、第49条から第53条までを6条ずつ繰り上げる。

附則第9項中「第15条第1項」を「大東市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和 年条例第 号）による改正前の大東市国民健康保険条例（以下「旧条例」という。）第15条第1項」に改める。

附則第10項中「第17条」を「旧条例第17条」に改める。

附則第11項中「第18条」を「旧条例第18条」に改める。

附則第12項中「第19条」を「旧条例第19条」に改める。

附則第13項中「第20条」を「旧条例第20条」に改める。

附則第14項中「第24条第1項」を「旧条例第24条第1項」に改める。

附則第15項中「第26条」を「旧条例第26条」に改める。

附則第16項中「第27条」を「旧条例第27条」に改める。

附則第17項中「第28条」を「旧条例第28条」に改める。

附則第18項中「第29条」を「旧条例第29条」に改める。

附則第19項中「第33条第1項」を「旧条例第33条第1項」に改める。

附則第20項中「第34条」を「旧条例第34条」に改める。

附則第21項中「第38条」を「第30条」に改める。

附則第22項中「第44条第1項」を「第37条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大東市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

印刷物番号

5 - 9 0